# シンポジウム『女性と年金』

## ~女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて~

日時:平成27年11月26日(木)14:00~17:00

会場:東海大学校友会館

## 「年金数理人から見た3号被保険者問題」

### 小野 正昭(みずほ年金研究所研究理事・日本年金学会幹事)

頂いたタイトルが「年金数理人から見た3号被保険者問題」というもので、すっと聞き流せばそのとおりかもしれないのですが、何となく違和感があります。私も特にこの分野は専門的ではないので、むしろ第3号被保険者問題を中心とした女性の年金問題を普通のおじさんがお話しすると、それがたまたま年金数理人だったというような見方でお聞きいただければと思います。



### 1. 就労形態の現状

まず非正規雇用の問題があります。非正規雇用労働者は平成 6 年ぐらいから徐々に増加していて、最近も緩やかに増加しています。先ほど 40%というようなお話もあり、そのとおりです。近年は、非正規雇用労働者に占める 65 歳以上の割合が高まっています。また、パート、アルバイトの人たちが 7 割ぐらいを占めるという状況です。

年金制度のモデルを考える場合に、もはや共働き世帯だというようなご提言もあります。共働き世帯は、かつては少数派だったのかもしれませんが、年々増加していて、男性雇用者がいる世帯に占める共働き世帯の割合は、もともとは36%程度だったものが徐々に拮抗してきて、最終的には60%ぐらいにまで上昇しています。

一方、被用者ではないのですが、小規模事業者の数がどうなっているかを確認しておきます。実数が若干合わない部分があるのですが、傾向として、小規模事業者は個人事業主がほとんどですが、この個人事業主が近年は急速に減少しています。こういったところが、当初、第1号被保険者として想定していた層です。

その中でも、自営業を職種別で見てみます。そうすると、いわゆる伝統的な自営業、 士業といったグループがある一方で、雇用的自営業も自営業者の中には含まれてい ます。この割合がだんだん増えてきています。こういった方々は、建設技術者や SE や保険代理人や外交員で、いわゆる生産手段を持たない自営業者になろうかと思い ます。これも 1 点留意すべきことだと思います。

これもご案内のとおりですが、就業形態ごとに各個人にどういった制度、あるいは

税制が適用されているかをご説明します。正規雇用労働者は大企業と中小企業に分かれていて、その他に非正規労働者があります。それから、自営業主、それも雇用的自営業とその他の自営業、専業主婦ということになっています。保険料の拠出の関係で言うと、事業主と本人が両方で拠出する、本人が拠出する、それから保険料なしという集団があります。

公的な社会保険ということで言うと、公的医療保険と公的年金、それから雇用保険があります。このうち雇用保険は少し非正規にも掛かりますが、これは公的年金が通常の労働者の4分の3なのに対して2分の1基準、労働時間で月20時間が目安になっているので、公的年金とは少し違う様相を呈しています。

#### 2. 被用者保険の被保険者の配偶者の位置付け

そこで公的年金ですが、3号被保険者問題を確認してみたいと思います。まずは通常の労働者のおおむね4分の3以上就労している場合は、自ら被用者保険の被保険者となります(スライド6の①)。そこが週30時間のラインです。年収ということで線が引っ張られているのは、先ほど永瀬先生がご指摘になった「130万円の壁」です。①に該当しない年収130万円未満で①に扶養される配偶者が被扶養配偶者となるのですが、130万円を超えると、国民年金と国民健康保険の被保険者となるということで整理ができると思います。

週30時間のラインを超えると、事業主と個人にとって社会保険料の負担が発生するということです。一方、130万円のラインより上だと個人にとって社会保険料が発生する。130万円未満だと個人にとって社会保険料負担が回避されるということです。これは配偶者の場合はこうだということです。一方、単身者を見ると、週30時間未満に区別はないわけです。週30時間未満になると基本的には1号被保険者になります。この場合には、年収の多寡にかかわらず保険料の拠出を自己負担として求められるということになろうかと思います。

最近の公的年金の加入状況は、平成22年11月現在と、その6年前の平成16年を 比べます。20~59歳の人口の減少とともに公的年金加入者数は減少しているのです が、第2号被保険者の割合が増加する一方で、第1号被保険者と第3号被保険者の 割合が減少しています。

先ほど共働きモデルをご紹介しましたが、年金制度の中では、共働きという状態はどういうものなのでしょうか。夫婦の公的年金の加入状況を見ると、夫が第 2 号被保険者で、妻が第 3 号被保険者の組み合わせが、夫も妻も第 2 号被保険者の組み合わせの 2 倍弱になっていることが 1 点言えます。共働きというところから比べると、年金制度で見ると、依然として片働きが主流のようにも見えます。

そこで、第3号被保険者にどれぐらいの収入があるかを見ると、収入なしの方が4割弱で、残りの6割強は何らかの収入があります。結局のところ、言葉は変なのですが、「働く専業主婦」が結構多いということになるのではないかと思います。

一方、国民年金の第 1 号被保険者の就業状況の推移です。自営業主や家族従業者

が第 1 号被保険者に占める割合が減少してきている一方で、それ以外の者、例えば常用雇用や臨時・パートおよび無職者の割合が増加してきているということです。結局のところ、第 1 号被保険者数は、減少はしているのですが、自営業主ほどは減少してきていないとも言えると思います。

#### 3. いわゆる「130万円の壁」

これは先ほどの永瀬先生のご指摘とは少し違うかもしれないのですが、厚生労働省の資料で、第1号被保険者と第3号被保険者について20~30時間の人たちについて収入分布を見ています。100万円前後には山が存在することは言えると思いますが、この中では「130万円の壁」がなかなか読み取りづらいのではないかと考えられます。別の要素、例えば30時間という労働時間の制限があるのではないかと思います。

一方で、103万円のところはある程度山があるようです。税制改正によって、現状では、納税者の基礎控除と配偶者控除が 103万円ということだったわけですが、配偶者の収入が 103万円になると納税者の配偶者控除がなくなってしまうということだったのですが、その先にスロープのように配偶者特別控除ができました。一方で、配偶者にとっての基礎控除はこのような形になっているという意味では、「103万円の壁」というのはある種心理的な壁であると言えるのではないかと思います。

被用者保険適用の壁ということで考えますと、事業主側だけを見た場合、賃金の節約や賃金以外の労務コストの節約が一定割合を占めます。それ以外に正社員以外の就業を選んだ労働者側の理由としては、就業調整を挙げる割合は比較的少なくなっています。

第3号被保険者制度導入当時は、いわゆる婦人の年金権の確立と言われていたわけですが、これによって定額部分がある種夫婦間に分割されました。結果として、単身者と共働き世帯は削減を被ったことで、何年かした後に「いや、待てよ」という話になってきたのかもしれません。

これに対する国の説明としては、賃金水準が 1 人当たりで同じであれば、どの世帯類型でも年金額と所得代替率は同じだということですが、この説明で納得できない人たちが少なからずいることも事実だと思います。これはなぜなのでしょうか。

#### 4. 同一年収の共働き世帯と片働き世帯

論点としては、第1号および第3号被保険者のグループの中に被用者がかなり含まれつつあり、これは社会的な問題をはらんでいる可能性があるということがご指摘申し上げたいところです。例えば世帯単位で同一収入であれば、暮らし向きは同等か、裏返して言えば、経済学でいう帰属計算という話になるかと思います。専業主婦というのが全く付加価値を生まない生活をしているのかということになると、実はそうでもないのだろうと思います。

例えば、保育サービス支出は、片働き世帯と共働き世帯では圧倒的に違います。育

児の面だけではなく、共働き世帯はある種「時間を買う」ような形の支出が多いことも事実だろうと思います。専業主婦はそういった面で家計に貢献しています。結果として、こういった要素によって、片働き世帯の方が暮らし向きが良いと考えられることができはしないかということです。

第3号被保険者は、少なからず「働く専業主婦」がいらっしゃるということですが、働く専業主婦の収入には社会保険料が課されません。このことを共働き世帯はどのような心境で考えるかということも1点あろうかと思います。例えば子どもの塾代をパートで稼いでいい学校に入れたいという話があったときに、共働きの世帯はこういうことをどういうふうに考えるかという点もあると思います。

それから、被用者である第1号被保険者への影響はないかということです。「働く専業主婦」の職場が大規模の小売店舗になるとすれば、これらの小売店舗に対抗しなければならない個人事業主は国民年金や国民健康保険の保険料の拠出義務があります。ただでさえ規模の利益がある中で、こういったことで拠出義務を負わされることは果たして公正な競争原理にもとるのではないのかという考え方もできると思います。「働く専業主婦」が社会保険料の負担を伴わない労働を提供するのは、被用者保険の適用を望む第1号被保険者の機会を奪っているということも言えるのではないかと思います。

### 5.制度を改革する場合に考慮すること

非正規雇用の人たちの割合は、業種別にだいぶばらつきがあるとともに、非正規雇用の方々が年々増えてきているのも事実だと思います。そういう意味では、労働者という集団の中のある種のヒエラルキーが完成される前に何とか手を打たなければいけない問題で、主に労働政策の問題が大きいのですが、それに年金制度の在り方が影響しているのではないかと思います。

私が考えた一つの対処法として、基本的に被用者年金の適用拡大は正しいのではないかと思いますが、週 30 時間の線の利害関係を分断するということを考えると、例えば被用者年金の適用拡大とは別に、事業主の負担は社会保険の適用状況にかかわらず、支払った賃金に対して賦課する方式とする。これにしますと、事業主は誰を雇用するかについて中立的になります。そういう意味で事業主にとっての被用者保険適用の壁がなくなるということです。これは別に私だけが言っているだけではなくて、何人かの先生方が提案されています。年金というのは何分実学ですので、価値判断とともに実行可能性を考えますと、それなりにやりやすいところから突き崩すという意味では、ハードルが高いのですが、考えてもよい政策ではないかと思います。

私の報告は以上でございます。どうもありがとうございました。